

生産緑地の買取申出について

生産緑地の買取申出をするにあたりまして、ご注意いただきたい点は下記のとおりです。

1. 主たる農業従事者等が、故障を理由とする買取申出については、1回限り可能です。
2. 相続税等の納税猶予につきましては、国税庁（富田林税務署）でお確かめください。
なお、買取申出にあたりましては、国税庁（富田林税務署）の同意書が必要です。
3. 都市計画変更後は、生産緑地でなくなるため、現況の変更がなくても（田として維持する場合など）、翌年より固定資産税が宅地並み課税になります。（内容につきましては、税務グループでお確かめください。）
4. 今回の申出により地区が分断し、大阪狭山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例による面積要件である300㎡を満たさなくなる可能性がある場合、隣地所有者への説明が必要です。

平成 年 月 日

上記の説明を了承いたしました。

(買取申出者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印